

記入方法（変更申請書）

様式第2号の2（第7条関係）

支給申込書や確認書について次の変更がある場合は該当する項目にチェックをしてください。

☑ 口座情報の変更

「1. 申請・請求書」と「3. 受取口座」に記入

☑ 対象の子ども変更

「1. 申請・請求書」と「2. 対象の子ども」に記入

☑ 辞退・支給対象外

「1. 申請・請求書」に記入

世帯主の方を申請者とし、氏名、フリガナ、生年月日、郵便番号、現住所、電話番号を記入してください。

申請者が属する世帯の18歳以下の子ども全員の氏名・生年月日等を記入してください。別世帯の子どもがいる場合は現住所の記入も必要です。

口座情報を変更する場合は口座情報を記入してください。

令和6年度岐阜市住民税非課税世帯支援給付金 変更申請書（請求書）

（あて先）岐阜市長

変更申請日 令和 7 年 2 月 〇〇 日

申請内容の選択

岐阜市から届いた支給申込書、岐阜市に提出した確認書または申請書について、口座情報や対象の子どもを変更する場合、給付金の受給を辞退する場合、支給対象に該当しない場合は、該当する項目にチェック☑してください。

該当する項目に
チェック
してください

☐

口座情報の変更

1. および3. を
記入してください

☒

対象の子どもの変更

1. および2. を
記入してください

☐

辞退・支給対象外
（給付金を受け取ることができません）

（理由

1. のみ記入してください
（本人確認書類の添付は不要）

裏面の
【誓約・同意事項】
を確認してください。

1. 申請・請求者（世帯主）（本人確認書類の写し（コピー）を添付してください）

（フリガナ） 氏 名	生年月日	現 住 所
ギフ タロウ 岐阜 太郎	大正 昭和 平成 令和 XX 年 XX 月 XX 日	〒XXX-XXXX ●●市△△町××丁目▲▲番地 電話番号 XXX (XXX) XXXX

申込書番号または確認書番号 （支給申込書・確認書をお持ちの場合のみ記入してください）	XXXXXXXXXX
---	------------

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、給付金について変更申請します。また、本申請内容に相違がないことを申し添えます。

2. 対象の子ども

○対象となる子ども全員を記入してください。子どもの欄が不足する場合は、この申請書を複数枚使用してください。
○支給申込書に記載があるが対象ではない子どもがいる場合は、その氏名を記入して、現住所欄に「対象外」と記入してください。

対象となる子どもの範囲は、以下のとおりです。

- ・令和6年12月13日時点において同一世帯となっている18歳以下の子ども（平成18年4月2日以降に出生した者）
- ・令和6年12月14日以降に生まれた新生児
- ・令和6年12月13日時点において別世帯だが扶養している18歳以下の子ども（平成18年4月2日以降に出生した者）

	（フリガナ） 対象の子どもの氏名	申請者 との 続柄	生年月日	現住所 （別世帯の場合のみ記入してください）
1	ギフ イチロウ 岐阜 一郎	長男	平成 令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日	●●市△△町××丁目▲▲番地
2	ギフ ジロウ 岐阜 二郎	次男	平成 令和 7 年 1 月 XX 日	
3			平成 令和	
4				

対象となる子ども全員を記入してください。

（注）支給申込書・確認書に記載の口座または支給済の口座に振り込みます。別の口座に振り込みを希望する場合は「3. 受取口座」に記入してください。

3. 受取口座（受取口座が確認できる書類の写し（コピー）を添付してください）

○原則、1. の申請・請求者の口座とします。長期間入金のない口座は記入しないください。

金 融 機 関 名	支店名	口座 種別	口座番号 （右詰め）	口 座 名 義（カタカナ） 通帳の表記に合わせて記入してください
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 信託 3. 信用 7. 信濃連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	普通 当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は、 ※欄にご記入ください		通帳番号 （右詰め）	口 座 名 義（カタカナ） 通帳の表記に合わせて記入してください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上か、キャッシュカードに 記載された記号・番号を記入してください。	1 0			

（注）金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座振込により受け取りができない方は、岐阜市住民税非課税世帯支援給付金コールセンター（電話番号0120-176-019）にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

代理申請（受給）を行う場合のみ記入してください。
表面1. 申請・請求者（世帯主）が署名してください。

4. 代理申請（受給）を行う場合

※代理申請（受給）を行わない場合は、記入不要です。

代理人 上記の住所	(フリガナ) 代理人氏名	申請者との関係	代理人 生年月日	代理人住所
	代理申請（受給）の方のみ記載してください。			
支給給付金の	受給 申請・請求及び受給	←法定代理の場合は、 委任方法は選択不要です。		

代理申請（受給）が可能な方
①同一世帯員：令和6年12月13日時点の表面の1. 申請・請求者（世帯主）の属する世帯の世帯構成者
②法定代理人：未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人もしくは補助人
または親権者（同一世帯員以外の親権者）
③その他：親族その他の平素から表面の1. 申請・請求者（世帯主）本人の身の回りの世話をしている方等で岐阜市長が特に認める方

【誓約、同意事項】の①～⑨のすべての事項について確認の上、誓約・同意する場合は必ず□欄に✓を記入してください。
※誓約・同意をしない場合は受給できません。

【誓約・同意事項】

☒	以下のすべての事項について確認し、誓約・同意します。（□に✓をしてください。）
①	岐阜市住民税非課税世帯支援給付金（以下「給付金」という。）について、次の支給要件のすべてに該当します。 【支給要件】 ア 令和6年度住民税非課税世帯である。 イ 令和6年度の住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではない。 (注)住民税の取り扱いとして扶養親族等であるかわからないときは、両親や子ども等、ご家族に確認してください。 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を受けている者はいない。 エ 日本国外で生活していた者で、令和6年1月2日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者のみで構成される世帯ではない。
②	世帯の中の18歳以下の子ども（別世帯だが扶養している18歳以下の子どもを含む）は、全員私と生計を同じくしており、生計を別に行っている子どもや施設に入所している子どもは含まれていません。
③	世帯の中に、住民税の課税対象となる所得があるのに未申告である者はいません。
④	岐阜市以外の市区町村が行う令和6年度住民税非課税世帯を対象とした給付金等（3万円（子ども1人当たり2万円）を目安とするもの）の支給を受けた世帯またはその世帯主もしくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
⑤	岐阜市が給付金の支給要件の該当性等を審査等するために必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、または提供することに同意します。
⑥	公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。
⑦	この申請書は、給付金の支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
⑧	支給決定後、この申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、岐阜市が定める期限までに、申請・請求者に連絡や確認ができない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
⑨	給付金の支給後、この申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、速やかに給付金を返還します。

申請の内容により、必要書類が異なります。提出書類の漏れがないよう、確認していただき、□欄に✓を記入してください。

【提出書類チェックリスト】

＜提出が必要な書類＞

※【本書】令和6年度岐阜市住民税非課税世帯支援給付金変更申請書（請求書）

※申請・請求者（世帯主）の本人確認書類の写し（コピー）

表面1. の申請・請求者のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、在留カード、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等の住所・氏名が確認できる部分の写し（コピー）。いずれか1点を提出してください。

..... ☒

＜表面3. において受取口座を変更する場合＞

※口座確認書類の写し（コピー）

通帳やキャッシュカード等、表面3. 受取口座に記入した受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カタカナ）が確認できる部分の写し（コピー）

..... ☐

＜令和6年12月13日時点で、別世帯に扶養している子どもがいる場合＞

※申請・請求者との関係がわかる『戸籍謄本』（発行からおおむね3か月以内）

岐阜市以外の市区町村に住民登録のある子ども全員分が必要です。

..... ☐

＜令和6年12月13日時点で岐阜市に住民登録があり、12月14日以降に転出し、転出後に出生した子どもがいる場合＞

※転出後に出生した子どもの『住民票の写し』

..... ☐

＜裏面4. において代理申請（受給）を行う場合＞

※代理人の本人確認書類の写し（コピー）

代理人のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、在留カード、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等の住所・氏名が確認できる部分の写し（コピー）。いずれか1点を提出してください。

..... ☐

※申請・請求者と代理人との関係性が確認できる書類（同一世帯員が代理申請する場合は不要）

法定代理人の方は、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書等の写し（コピー）を提出してください。

..... ☐

※世帯の状況によっては、別に戸籍謄本、住民票の写し等、申請・請求者の世帯の状況が確認できる書類の提出を求めることがあります。
※記入もれや提出書類の不備はありませんか。（記入もれや提出書類の不備がある場合は支給を受けることができません。）